

研究開発税制

特別試験研究費税額控除制度 ガイドライン(平成31年度版)および サービス開発に係るQ&Aの公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

令和元年7月、経済産業省より特別試験研究費税額控除制度ガイドライン(平成31年度版)(以下、「ガイドライン」)^{1,2}およびサービス開発に係るQ&A(以下、「サービスQ&A」)³が公表されました。

平成31年度税制改正およびガイドラインの改訂では、研究開発の「質」の向上に向け、企業のオープンイノベーションや研究開発型ベンチャー企業の成長を促す措置として、特別試験研究費税額控除制度(以下、「オープンイノベーション型」)の対象となる相手先の拡大、一部の控除率引上げおよび控除上限の引上げが行われました。

サービスQ&Aでは、平成29年度税制改正において税額控除の対象に加えられた「対価を得て提供する新たな役務の開発(以下、「サービス開発」)」に関するいくつかの取扱いが、Q&A方式で明らかにされました。

1. https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/31FYguidline.pdf
2. 試験研究費税額控除制度は、大学や国の研究機関、また他企業等との共同研究および委託研究等の連携について、特に大きなインセンティブを与える制度となっており、平成5年度税制改正で創設されて以来、オープンイノベーションの促進に資する施策の一つとして、重要なものとして位置づけられてきました。平成27年度税制改正では、それまで以上にオープンイノベーションを加速的に促進するために、制度の抜本的拡充を行い、平成29年度税制改正では企業等の実務に合わせた運用改善が行われました。
3. https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/serviceQA.pdf

平成31年度税制改正および ガイドラインの改訂

1. オープンイノベーション型の改正の概要

平成31年度税制改正におけるオープンイノベーション型の改正点は、以下のとおりです。

項目	改正前	改正後
控除上限の引上げ	法人税額の5%相当額	法人税額の10%相当額
対象となる相手先の拡大(下記2参照)	その他の者(大企業等)に対する委託研究は対象外	その他の者に対する委託研究を対象に追加
一部の控除率引上げ(下記3参照)	(1) 相手先が特別研究機関等または大学等の場合:30% (2) 相手先が上記以外の場合:20%	(1) 相手先が特別研究機関等または大学等の場合:30% (2) 相手先が一定の研究開発型ベンチャー企業(以下、「新事業開拓事業者等」)の場合:25% (3) 相手先が上記以外の場合:20%

また、大学等との共同研究について、専門的な知識をもって研究開発プロジェクトの企画・マネジメントや関連する研究資金の調達・管理、研究成果の活用推進等を担う者であるリサーチ・アドミニストレーター(以下、「URA」)の人件費の取扱いが国税庁ホームページにおいて明確化されました。⁴

2. その他の者への委託研究のオープンイノベーション型の対象への追加

その他の者については、これまで共同研究のみがオープンイノベーション型の対象となっていました。平成31年度税制改正により、一定の委託研究についてもオープンイノベーション型の対象に加えられることとなりました。ただし、対象となる委託研究は、以下のいずれの要件も満たしているものに限定されます。

- (1) 委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当すること。
- (2) 当該委託試験研究の成果を活用して申告法人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないこと、またはその委託する試験研究が主として委託先の知的財産権等を活用して行うものであること。

3. 相手方が新事業開拓事業者等である場合の控除率の引上げ

相手方が新事業開拓事業者等に該当する者である場合の控除率が25%に引き上げられました。

(1) 新事業開拓事業者等の定義

新事業開拓事業者等とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 産業競争力強化法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者でその発行する株式の全部または一部が同法第17条第1項に規定する認定特定新事業開拓投資組合の組合財産であるもの。⁵
- ② 特定研究成果活用事業者(産業競争力強化法第20条第1項に規定する認定特定研究成果活用支援事業者に該当する同法第20条第1項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人をいう)のうち、一定の要件を満たすもの。⁶
- ③ 研究開発成果活用事業者(特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第1号に掲げる者に該当する法人をいう)のうち、一定の要件を満たすもの。

(2) 対象となる委託研究の要件

新事業開拓事業者等への委託試験研究については、上記2(1)および(2)の要件並びに試験研究の主要な部分について再委託を行わないことを満たすもののみがオープンイノベーション型の対象となります。なお、新事業開拓事業者等との共同試験研究については、特段要件は設けられていません。

4. <http://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/190710/index.htm>

5. 該当する投資事業有限責任組合は、以下の経済産業省のウェブサイトで公開されています。
https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture_kigyuu_tax.html

6. 該当する投資事業有限責任組合は、以下の経済産業省のウェブサイトで公開されています。
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/syusshi.html

4. URAの person 費の取扱いの明確化

URAについては、近年、教育研究の機能強化に資する研究マネジメント人材として、その重要性が高まっているところですが、一の研究開発プロジェクトのみならず並行して複数の研究開発プロジェクトに従事するケースがあること等から、URAの person 費についてはオープンイノベーション型の対象となる特別試験研究費の額には該当しないのではないか、という疑義が生じていました。

しかし、URAが専門的な知識および能力をもって共同研究に相当期間従事する場合には、並行して別の研究開発プロジェクトに従事する場合であっても、「専門的な知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者」に該当することとなり、法人が負担する当該研究開発業務に係るURAの person 費のうち、業務日誌等により明確に区分され、かつ所定の要件を満たす部分の金額については、オープンイノベーション型の対象となる特別試験研究費の額に含まれることが国税庁ホームページにおいて明確化されました。

5. オープンイノベーション型の改正による企業への影響

オープンイノベーション型の対象となる相手方の拡大および控除上限の引上げによって、従来よりもオープンイノベーション型の適用効果、適用可能性が増したと考えられます。特に通常の試験研究費の税額控除(総額型)で上限(限度額)まで税額控除を適用している場合には、共同研究および委託研究について最大限オープンイノベーション型を適用することで、税額控除額を大幅に増加させることが可能になります。

なお、オープンイノベーション型の適用に関しては、本ニュースレターに記載した内容の他にも、多岐にわたる要件を満たす必要があります。

EYではオープンイノベーション型の適用を受けるためのサービスを提供しております。

本サービスに関するご質問・ご要望等がございましたら、お問い合わせください。

サービスQ&Aの公表

1. 概要

平成29年度税制改正において研究開発税制の範囲が拡充され、これまでの「モノ作り」中心の研究開発に加えて、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス開発」が新たに追加されました。このサービス開発に係る試験研究費を研究開発税制の対象とするためには、当該サービスが以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該サービスが、「データの収集」、「データの分析」、「サービスの設計」および「サービスの適用」の4つのプロセスを経て開発されるものであること。
- (2) 当該サービスが対価を得て提供されるものであること。
- (3) 当該サービスが新たなサービスであること。

経済産業省は、上記に掲げる要件および person 費の対象となる「情報の解析に必要な確率論および統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者(以下、「情報解析専門家」)」に関して、何点かの取扱いをQ&A方式で明らかにしました。

2. サービスQ&Aの主な内容

経済産業省より公表されたサービスQ&Aで明らかになった主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 他者からデータを購入した場合であっても、当該データが、高性能カメラを搭載したドローンや、情報を収集するセンサーを有するウェアラブルデバイスなどのスマートデバイス等の「大量の情報を収集する機能を有し、その全部または主要な部分が自動化されている機器または技術」によって収集されたものであれば、上記1.(1)に定める「データの収集」に該当する。
- (2) 開発したサービスの提供により何らかの収入が得られ、申告法人において当該収入が収益として認識されるのであれば、「対価を得て提供するサービス」に該当するため、例えばサービスを提供するアプリケーションの利用者から直接利用料を受領するのではなく、当該アプリケーション内に表示される広告の広告主から広告料収入を得る場合であっても「対価を得て提供する」ことになると考えて差し支えない。

(3)「新たな役務」に該当するかは、連結納税グループ単位ではなく、法人単位で判定され、連結納税制度を採用している場合であっても、あくまでも各連結法人は異なる法人格を有しているため、連結納税制度の採用の有無にかかわらず、その法人単体として従前に提供していないサービスである限り、「新たな役務」に該当することとなる。

(4)企業において、ある従業員が情報の解析に必要な確率論および統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると判断した場合、当該従業員は情報解析専門家と考えて差し支えない。なお、企業において当該従業員がこれらの知識を有すると判断した根拠は、必ずしも情報処理技術者試験等の資格や学歴によるものである必要はなく、例えば、過去の職務において同様の知識を必要とする業務を行っていた場合や、研修、OJT等により必要な知識を習得したと認められる場合も含まれる。

3. サービスQ&A公表による企業への影響

サービス開発に関する取扱いの一部が明確化されたことで、サービス開発に係る研究開発税制の適用可能性が増すことになると考えられます。

なお、実際の適用に当たっては、税務ポリシー策定等の税務リスク管理が必要となります。

EYではサービス開発について研究開発税制の適用を受けるためのサービスを提供しております。

本サービスに関するご質問・ご要望等ございましたら、お問い合わせください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

矢嶋 学	アソシエートパートナー	manabu.yajima@jp.ey.com
宮崎 晃	シニアマネージャー	akira.miyazaki@jp.ey.com
加藤 城啓	シニアマネージャー	kunihiro.kato@jp.ey.com
上野 亮	アシスタントマネージャー	ryo.ueno@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190718

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp